

とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんじょうれい いちぶかいせい あん しんきゅうたいしょうひょう  
 栃木県障害者差別解消推進条例の一部改正（案）新旧対照表

とちぎけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんじょうれい へいせい ねんとちぎけんじょうれいだい ごう  
 栃木県障害者差別解消推進条例（平成28年栃木県条例第14号）の

いちぶ つぎ かいせい  
 一部を次のように改正する。

つぎ ひょう かいせいまえ らん かか きてい どうひょう かいせいご らん かか きてい  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に

かせん しめ かいせい  
 下線で示すように改正する。

かい 改	せい 正	ご 後	かい 改	せい 正	まえ 前
<p>もくてき （目的）</p> <p>だい じょう じょうれい しょうがい りゆう                      第1条 この条例は、障害を理由                      とする差別（以下「障害者                      差別」という。）の解消に</p>	<p>もくてき （目的）</p> <p>だい じょう じょうれい しょうがい                      第1条 この条例は、障害を                      理由とする差別（以下「障害者                      差別」という。）の解消に</p>		<p>もくてき （目的）</p> <p>だい じょう じょうれい しょうがい                      第1条 この条例は、障害を                      理由とする差別（以下「障害者                      差別」という。）の解消に</p>	<p>もくてき （目的）</p> <p>だい じょう じょうれい しょうがい                      第1条 この条例は、障害を                      理由とする差別（以下「障害者                      差別」という。）の解消に</p>	

かん きほんりねん さだ なら  
関し、基本理念を定め、並びに

けん けんみんおよ じぎょうしゃ せきむ  
県、県民及び事業者の責務を

あき しょうがいしゃ  
明らかにするとともに、障害者

さべつ かいしょう かん せさく きほん  
差別の解消に関する施策の基本

じこう さだ  
となる事項を定めることによ

しょうがいしゃさべつ かいしょう かん  
り、障害者差別の解消に関する

しさく そうごうてき すいしん  
る施策を総合的に推進し、もっ

すべ けんみん しょうがい うむ  
て全ての県民が、障害の有無に

わ へだ  
よって分け隔てられることな

そうご じんかく こせい そんちょう  
く、相互に人格と個性を尊重し

あ きょうせい しゃかい じつげん  
合いながら共生する社会の実現

かんし きほんりねん なら  
関し、基本理念を定め、並びに

けんおよ けんみん せきむ  
県及び県民の責務を

あき しょうがいしゃ  
明らかにするとともに、障害者

さべつ かいしょう せさく きほん  
差別の解消に関する施策の基本

じこう さだ  
となる事項を定めることによ

しょうがいしゃさべつ かいしょう かん  
り、障害者差別の解消に関する

しさく そうごうてき すいしん  
る施策を総合的に推進し、もっ

すべ けんみん しょうがい うむ  
て全ての県民が、障害の有無に

わ へだ  
よって分け隔てられることな

そうご じんかく こせい そんちょう  
く、相互に人格と個性を尊重し

あ きょうせい しゃかい じつげん  
合いながら共生する社会の実現

し もくてき  
に資することを目的とする。

ていぎ  
(定義)

だい じょう りやく  
第2条 略

りやく  
2 略

3 この条例において「事

ぎょうしゃ しょうがい りゆう  
業者」とは、障害を理由とす

さべつ かいしょう すいしん かん  
る差別の解消の推進に関する

ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう だい  
法律（平成25年法律第65号）第

じょうだい ごう きてい じぎょうしゃ  
2条第7号に規定する事業者

けん くいきない  
のうち、県の区域内において

し もくてき  
に資することを目的とする。

ていぎ  
(定義)

だい じょう りやく  
第2条 略

りやく  
2 略

しょうぎょう た じぎょう おこな もの  
商業その他の事業を行う者を  
いう。

きほんりねん  
(基本理念)

だい じょう りやく  
第3条 略

2 しょうがいしゃさべつ かいしょう しょうがい  
障害者差別の解消は、障害  
および しょうがいしゃ たい ごかい へんけん  
障害者に対する誤解、偏見  
た り かい ふそく かいしょう じゅう  
その他理解の不足の解消が重  
よう すべて けんみん  
要であることから、全ての県民  
および じぎょうしゃ たよう ひとびと  
事業者が、多様な人々によ  
ち い き しゃ かい こうせい  
り地域社会が構成されていると

きほんりねん  
(基本理念)

だい じょう りやく  
第3条 略

2 しょうがいしゃさべつ かいしょう しょうがい  
障害者差別の解消は、障害  
および しょうがいしゃ たい ごかい へんけん  
障害者に対する誤解、偏見  
た り かい ふそく かいしょう じゅう  
その他理解の不足の解消が重  
よう すべて けんみん  
要であることから、全ての県民  
が、多様な人々によ  
ち い き しゃ かい こうせい  
り地域社会が構成されていると

きほんてきにんしきもとしょうがい  
いう 基本的認識の下に、 障害  
およ しょうがいしゃ かん りかい ふか  
及び障害者に関する理解を深め  
ることを基本として推進されな  
ければならない。

3 <sup>りやく</sup>  
略

けんみんおよ じぎょうしゃ せきむ  
(県民及び事業者の責務)

だい じょう けんみんおよ じぎょうしゃ  
第 6 条 県民及び事業者は、  
きほんりねん しょうがいおよ  
基本理念にのっとり、 障害及び  
しょうがいしゃ かん りかい ふか  
障害者に関する理解を深めると  
けんおよ しちょうそん じっし  
ともに、 県及び市町村が実施す

きほんてきにんしきもとしょうがい  
いう 基本的認識の下に、 障害  
およ しょうがいしゃ かん りかい ふか  
及び障害者に関する理解を深め  
ることを基本として推進されな  
ければならない。

3 <sup>りやく</sup>  
略

けんみん せきむ  
(県民の責務)

だい じょう けんみん  
第 6 条 県民\_\_\_\_\_は、  
きほんりねん しょうがいおよ  
基本理念にのっとり、 障害及び  
しょうがいしゃ かん りかい ふか  
障害者に関する理解を深めると  
けんおよ しちょうそん じっし  
ともに、 県及び市町村が実施す

しょうがいしゃさべつ かいしょう かん  
る 障害者差別の 解消 に関する  
し さ く きょうりよく つと  
施策に 協力 するよう 努め なければ  
ならない。

しょうがいしゃさべつ たいおう し しん  
( 障害者差別対応指針 )

だい じょう ち じ しょうがいしゃさべつ  
第 7 条 知事は、 障害者差別に  
かん じ こう かん けんみん およ じ  
関する 事項 に関し、 県民 及び 事  
ぎょうしゃ てきせつ たいおう  
業者 が 適切 に 対応 する ために  
ひつよう し しん い か しょうがいしゃさべつ  
必要な 指針 ( 以下 「 障害者差別  
たいおう し しん  
対応指針 」 という 。 ) を 定める  
もの と する。

ち じ しょうがいしゃさべつ たいおう し しん  
2 知事は、 障害者差別対応指針

しょうがいしゃさべつ かいしょう かん  
る 障害者差別の 解消 に関する  
し さ く きょうりよく つと  
施策に 協力 するよう 努め なければ  
ならない。

しょうがいしゃさべつ たいおう し しん  
( 障害者差別対応指針 )

だい じょう ち じ しょうがいしゃさべつ  
第 7 条 知事は、 障害者差別に  
かん じ こう かん けんみん  
関する 事項 に関し、 県民 \_\_\_\_\_  
てきせつ たいおう  
\_\_\_\_\_ が 適切 に 対応 する ために  
ひつよう し しん い か しょうがいしゃさべつ  
必要な 指針 ( 以下 「 障害者差別  
たいおう し しん さだ  
対応指針 」 という 。 ) を 定める  
もの と する。

ち じ しょうがいしゃさべつ たいおう し しん  
2 知事は、 障害者差別対応指針

を策定しようとするときは、あ  
らかじめ、県民及び事業者の  
意見を反映させるために必要な  
措置を講ずるよう努めるととも  
に、栃木県障害者差別解消  
推進委員会（以下「委員会」と  
いう。）の意見を聴かなければ  
ならない。

3・4 略

（啓発活動並びに教育及び学習

を策定しようとするときは、あ  
らかじめ、県民の  
意見を反映させるために必要な  
措置を講ずるよう努めるととも  
に、栃木県障害者差別解消推進  
委員会（以下「委員会」とい  
う。）の意見を聴かなければ  
ならない。

3・4 略

（啓発活動並びに教育及び学習

すいしん  
の推進)

だい じょう けん けんみんおよ じぎょうしゃ  
第9条 県は、県民及び事業者

しょうがいしゃさべつ かいしょう じゅうようせい  
が障害者差別の解消の重要性

にんしき しょうがいおよ  
について認識し、障害及び

しょうがいしゃ かん りかい ふか  
障害者に関する理解を深めるこ

とができるよう、必要な啓発

かつどう おこな きょういくおよ  
活動を行うとともに、教育及び

がくしゅう すいしん つと  
学習の推進に努めるものとする。

しゃかいてきしょうへき じよきよ  
(社会的障壁の除去のための

すいしん  
の推進)

だい じょう けん けんみん  
第9条 県は、県民

しょうがいしゃさべつ かいしょう じゅうようせい  
が障害者差別の解消の重要性

にんしき しょうがいおよ  
について認識し、障害及び

しょうがいしゃ かん りかい ふか  
障害者に関する理解を深めるこ

とができるよう、必要な啓発

かつどう おこな きょういくおよ  
活動を行うとともに、教育及び

がくしゅう すいしん つと  
学習の推進に努めるものとする。

しゃかいてきしょうへき じよきよ  
(社会的障壁の除去のための



ごうりてきはいりよ  
合理的配慮)

だい じょう りやく  
第13条 略

りやく  
2 略

じぎょうしゃ じぎょう おこな  
3 事業者は、その事業を行う

あ しょうがいしゃ げん  
に当たり、障害者から現に

しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう  
社会的障壁の除去を必要として

むね い し ひょうめい  
いる旨の意思の表明があった

ばあい じっし ともな  
場合において、その実施に伴う

ふたん かじゆう  
負担が過重でないときは、

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい  
障害者の権利利益を侵害するこ

とうがいしょうがいしゃ  
ととならないよう、当該障害者

ごうりてきはいりよ  
合理的配慮)

だい じょう りやく  
第13条 略

りやく  
2 略

せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい  
の性別、年齢及び障害の状態

おう しゃかいてきしょうへき じょきよ  
に応じて、社会的障壁の除去の

じっし ひつよう ごうりてき  
実施について必要かつ合理的な

はいりよ  
配慮をしなければならない。

(あつせん)

だい じょう しょうがいしゃ じ こ たい  
第15条 障害者は、自己に対す

じぎょうしゃ  
る事業者

(あつせん)

だい じょう しょうがいしゃ じ こ たい  
第15条 障害者は、自己に対す

じぎょうしゃ しょうがい りゆう  
る事業者 (障害を理由とする

さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ  
差別の解消の推進に関する法律

へいせい ねんほうりつだい ごう たい じょう  
(平成25年法律第65号) 第2条

だい こう きてい じぎょうしゃ  
第7項に規定する事業者をいう。

\_\_\_\_\_<sup>だい</sup>による第12

じょうまた <sup>だい</sup> じょうだい <sup>こう</sup> <sup>きてい</sup>  
条又は第13条第3項の規定に

<sup>いはん</sup> <sup>こうい</sup> <sup>いか</sup>  
違反する行為（以下「あっせん

<sup>たいしょうこうい</sup> <sup>かか</sup>  
対象行為」という。）に係る

<sup>じあん</sup> <sup>ぜんじょう</sup> <sup>そうだん</sup>  
事案について、前条の相談によ

<sup>かいけつ</sup>  
っては解決されないときは、

<sup>ちじ</sup> <sup>たい</sup> <sup>とうがいじあん</sup> <sup>かいけつ</sup>  
知事に対し、当該事案の解決の

<sup>ひつよう</sup> <sup>もと</sup>  
ために必要なあっせんを求める

<sup>もうした</sup>  
申立てをすることができる。

2 <sup>りやく</sup>  
略

<sup>いかおな</sup> <sup>だい</sup> <sup>じょう</sup> <sup>きてい</sup>  
以下同じ。)による第12条に規定

<sup>こうい</sup>  
する行為

\_\_\_\_\_<sup>いか</sup>（以下「あっせん

<sup>たいしょうこうい</sup> <sup>かか</sup>  
対象行為」という。）に係る

<sup>じあん</sup> <sup>ぜんじょう</sup> <sup>そうだん</sup>  
事案について、前条の相談によ

<sup>かいけつ</sup>  
っては解決されないときは、

<sup>ちじ</sup> <sup>たい</sup> <sup>とうがいじあん</sup> <sup>かいけつ</sup>  
知事に対し、当該事案の解決の

<sup>ひつよう</sup> <sup>もと</sup>  
ために必要なあっせんを求める

<sup>もうした</sup>  
申立てをすることができる。

2 <sup>りやく</sup>  
略

ふ そく  
附 則

じょうれい  
この条例は、  
れいわ ねん がつ にち しこう  
令和6年4月1日から施行する。